

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 今西 耕平

1 工事概要

- (1) 工 事 名：大久保（8）自動車訓練場コース補修工事②
- (2) 工事場所：京都府宇治市広野町風呂垣外1－1 陸上自衛隊大久保駐屯地内
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである。
自動車教習場アスファルト舗装（オーバレイ・表層・基層）、区画線塗装（白線）
- (4) 工 期：令和8年12月18日（金）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「土木一式工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」D等級以上であること。
- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評価点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級土木施工管理技士（これと同等以上の資格を有する者）

「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ質疑して問題なく認められた者

イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評価点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評価点が65点未満のものを除く。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 近畿中部防衛局が発注した「土木一式工事」のうち、平成31年度以降令和7年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評価点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- (11) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札に関する事項

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊（担当：梶原）

TEL : 0774-44-0001 (内線365)

FAX : 0774-43-1818

MAIL : ma397fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊大久保駐屯地 業務隊 (担当 : 川添)

TEL : 0774-44-0001 (内線507)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年8月18日から令和8年9月29日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 交付場所

中部方面会計隊のHP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mea/mafin>) でダウンロード若しくは陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊において交付を行う。交付を希望する場合は、事前に電話連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 : 令和8年8月28日(金) 午後4時30分

イ 提出方法 : 陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールとする。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 : 令和8年9月29日(火) 午後5時00分

イ 提出方法 : 陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時 : 令和8年10月1日(木) 午前11時00分

イ 場 所 : 陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金免除。ただし、銀行、契約担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上(予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上)とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。

(11) 契約書作成の要否

要。適用する契約条項は、「建築工事請負契約書」とし、特約条項は、「談合等の不正防止に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 陸上自衛隊の建設工事に係る入札心得書等及び標準契約書の内容を遵守すること。

(15) 契約書以外の書類への押印省略は可能とする。契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、担当者の氏名及び連絡先の記入は不要

(16) 詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊の「大久保（8）自動車訓練場コース補修工事②」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年8月18日

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊長 今西 耕平

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1 陸上自衛隊大久保駐屯地

3 工事概要

(1) 工事名

大久保（8）自動車訓練場コース補修工事②

(2) 工事場所

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1 陸上自衛隊大久保駐屯地内

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊仕様書のとおり。

(4) 工期

令和8年12月18日（金）とするも仕様書を要確認

(5) 使用する主要な資機材

別冊仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「土木一式工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」D等級以上であること。

(5) 平成22年度以降入札公告日までに、土木一式工事の元請けとして完成・引渡しが完了した工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級土木施工管理技士（これと同等以上の資格を有する者）

「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ質疑して問題なく認められた者

イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合（共同企業体を含む。）の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないこ

とが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 担当部局

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊（担当：梶原）

TEL：0774-44-0001（内線365）

FAX：0774-43-1818

メール：ma397fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期限

令和8年8月28日（金）午後4時30分まで。

イ 提出方法

持参又は郵送、電子メール等で提出すること。

ウ 提出場所

上記5に同じ。

- (2) 申請書は、属紙第1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成22年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、属紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経

験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表（該当者のみ）

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等（該当者のみ）

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 情報保全に係る履行体制についての確認 平成28年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を 完成（完了）した実績を有している者は属紙第5の誓約書を提出し、有していない者は属紙第6の誓約書を提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒又は電子メールにより、令和8年9月3日（木）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年9月11日（金）午後4時30分まで。

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を持参又は郵送等により提出

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和8年9月18日（金）までに説明を求めた者

に対して書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い質問書を提出すること。

ア 提出期間 令和8年8月18日から令和8年9月11日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間 令和8年8月18日から令和8年9月18日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。

- (2) 入札書の提出期限、提出場所等

ア 提出期限

令和8年9月29日（火）午後5時00分まで。

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金免除。ただし、銀行、契約担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上（予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上）とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

- (2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法、数量）、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期限 上記9(2)アに同じ。

イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。

ウ 提出場所 上記5に同じ。

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、属表第1の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年10月1日（木）午前11時00分

イ 開札場所 陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊入札室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等の入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時に

については、発注者から連絡する。

- (6) 情報保全に係る履行体制についての最終確認 入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての 確認のため、属紙第7から属紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、 資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認 できない者に対しては、追加資料を求めヒアリングを行うこともある。提出期 限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追 加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認 できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。

- ア 入札公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札
- エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて上記4に掲げる資格のない者のした入札

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定主任技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置主任技術者を変更する場合は、上記4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定主任技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (2) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (3) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 契約書作成の要否等

契約書を作成するものとする。適用する契約条項は、「建築工事請負契約書」とし、特約条項は「談合等の不正防止に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

18 支払条件

請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。

19 火災保険付保の要否

要。

20 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間 令和8年9月3日から令和8年9月11日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後4時30分まで。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

22 契約書以外の書類への押印省略

契約書以外の書類への押印省略は可能とする。契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任

者の氏名及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、担当者の氏名及び連絡先の記入は不要

23 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、現場説明書、入札心得書、契約書案を熟読し、その内容を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は上記 6 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊大久保駐屯地

第 3 9 7 会 計 隊 長 今 西 耕 平 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和 8 年 5 月 2 1 日（木）付で入札公告のありました大久保（8）自動車訓練場コース補修工事②に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写
(契約書の写の提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、普通郵便料金の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績（記入例）

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（百万円単位で記入する。）
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体／ J V（出資比率）
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	（市街地・軟弱地質等）
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号 _____） 無

- 注） 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注し工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者（記入例）

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（百万円単位で記入する。）
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 _____） 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 _____） 無

- 注） 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

工 程 表

工事名 :
会社名 : _____

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊大久保駐屯地

第 3 9 7 会計隊長 今西 耕平 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊大久保駐屯地

第 3 9 7 会計隊長 今西 耕平 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不明な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不明な行は削除すること。
 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊大久保駐屯地

第397会計隊長 今西 耕平 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）

役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注：1 不用な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
2 資料がある場合は、その写しを提出する。
3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

- 1 本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

- (1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア 契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記3に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ 施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ 契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

- (2) 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第1

50号。28. 3. 31) 別表第2第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア 契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者がいるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

2 その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、前項第1号ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第9条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

3 提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、次の各号に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式1）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）

ア 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

- イ 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。
- ウ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。
- エ 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。
- オ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。
- カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をさす。）、外注経費などを適切に計上していること。
- このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。
- また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。
- キ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。
- ク 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。
- ケ 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。
- また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。
- イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。
- また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- 配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）

及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式6－1、様式6－2）

ア 記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）

ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式8－1）

ア 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式8－2）

ア 他社から購入を予定している場合

(ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。)

(イ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

(ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。)

(9) 手持ち機械の状況（様式9－1）

- ア 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。
- イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。
- ウ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10) 機械リース元一覧（様式 9－2）

ア 他社からリースを予定している場合

- (ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去 1 年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。
- (イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

- (ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。
- (イ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去 1 年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画（様式 10－1）

ア 自社労務者を充てる場合

- (ア) 記載された者が自社社員であること。
- (イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。
- (ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去 3 か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

- (ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- (イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去 1 年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12) 工種別労務者配置計画（様式 10－2）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13) 建設副産物の搬出地（様式 11）

- ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式１２）

ア 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式１３－１）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式１３－２）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17) 品質確保体制（出来形管理計画）（様式１３－３）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18) 安全衛生管理体制（安全教育等）（様式１４－１）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」、に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式１４－２）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあつては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式１４－３）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式１４－４）

ア 自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３ヶ月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した

実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22) 誓約書（様式 15）

ア 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあつては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23) 施工体制台帳（様式 16）

施工体制が適切であること。

(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）

過去 5 年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（平成29年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成30年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成29年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（平成30年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成30年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以上

競争参加資格確認申請書作成要領

大久保（８）自動車訓練場コース補修工事②に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」「工程表」を作成の上、各１部提出して下さい。また、「同種の工事の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成１３年１２月２５日以前に完成した者については、「工程表（工程管理に対する技術的所見を含む。）」を作成の上、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１ 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

２ 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が２０％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。
土木一式工事
- (2) 記載する工事は、平成２１年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載して下さい。なお、同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。
- (3) 記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第２２０号（CCP）。１３．１２．１９）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第１３４号（CCP）。１９．７．３０）、工事成績評定要領について（経施第４４０４号。２１．３．３１）、工事成績評定要領について（防整技第１５５４２号。２７．１０．１）又は工事成績評定要領について（防整技第７１６０号。２８．３．３１）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番

号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成18年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程表（工程管理に対する技術的所見を含む。）

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

(1) 提出場所

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊（担当：梶原）

(2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）してください。

(3) 提出期限

令和8年8月28日（金）午後4時30分まで。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和8年5月15日（金）までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められ、その旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年9月11日（金）午後4時30分までに提出して下さい。
書面の提出先

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊（担当：梶原）

- (3) 説明を求められたときは、令和8年9月18日（金）までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊（担当：梶原）
TEL：0774-44-0001（内線365）

大久保（８）自動車訓練場コース補修工事②

大久保駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 件 名
大久保（8）自動車訓練場コース補修工事②
- 2 場 所
京都府宇治市広野町風呂垣外1－1（陸上自衛隊大久保駐屯地）
- 3 概 要
(1) 自動車訓練場アスファルト舗装(オーバーレイ・表層・基層) 487.5 m²
(2) 区画線塗装（白線） 33m
- 4 期 間
契約締結日 ～ 令和8年12月18日まで
- 5 一般事項
(1) 設計に関する事項
設計図書に記載のない事項については、監督官の指示に従う。また、軽微な設計変更については、金額の増及び工期延長を行わない。
(2) 施 工
施工は最新の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「共仕とする」）等に基づき実施する。
(3) 工 程
請負者は工程表を監督官へ提出し承認を受けるものとする。作業は原則として平日0830～1700までとし施工上当然実施すべき事項については請負者の責任において実施する。
(4) 材 料
使用材料は監督官の検査を受け合格した物を使用する。
(5) 工事に伴う発生材は請負者の責任において場外搬出処分とする。その際の処分物については、マニフェスト（E票）の写しを提出すること。
(6) 事故予防
施工中は安全管理に留意し、予防対策を講じる。事故が生じた場合は速やかに監督官へ報告し指示に従うものとする。
(7) 仮設電力・水道使用
施工に伴い必要となる電力・水道は請負者により準備する。
(8) 写真及び提出書類
工程ごと施工前・中・後及び隠ぺいとなる箇所、主要な施工段階の状況、その他監督官の指示部を黒板等を用いて撮影し、A4版写真帳に整理し提出する。不備な場合は再度撮影する。また、その他提出書類は官側の指定する様式に基づき提出する。

- 6 特記事項
(1) 実施要領
ア 材質、施工要領については、共仕の基準によるほか、取扱いメーカーの仕様のとおり実施する。
イ 工事実施にあたり、事前に施工計画書（作業フロー、現場組織表（施工体制台帳）、工程、施工方法、主要資材（材料承認）、工事内容）を監督官に提出する。また、現地確認後に施工計画平面図を作成し、監督官に提出する。
ウ 表層及び基層の施工は共仕表 22.4.1 の車道部（基層あり）のとおり実施する。工法については共仕 22.4.5 のとおりとする。
エ 表層及び基層のアスファルト混合物の温度管理を徹底し、各工程ごとに温度測定を実施する（運搬時 160℃±15℃程度、敷均し時 110℃以上、初期転圧時 110℃～140℃、二次転圧終了時 70℃～90℃、交通解放時 50℃以下）。
オ 新設舗装と既設舗装との間に段差が生じる場合は、基盤部の厚さ調整等により平面処理を実施する。その際、金額の増減は行わない。
カ 工事実施期間は、令和8年10月22日～同年11月6日までとする。また10月28日については午後のみ施工可能とする。
キ その他不明事項は監督官と協議を行うこと。
(2) 材料詳細（新設部材）

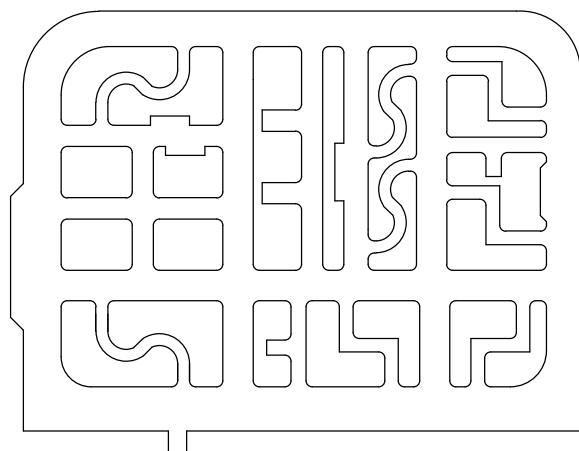
土木工事		
番号	品 名	規 格
1	表層	密粒度アスファルト混合物 粒径 13mm 改質 2 型
2	基層	粗粒度アスファルト混合物 粒径 20mm
3	プライムコート	PK-3
4	タックコート	PK-4
5	熔融式区画線	実線 白色 15 cm

- (3) 完成検査
工事完了後、現場清掃の上監督官に届出た後、仕様書に基づき検査官の竣工検査を受け合格をもって完成とする。手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再検査を受け、合格をもって完成とする。

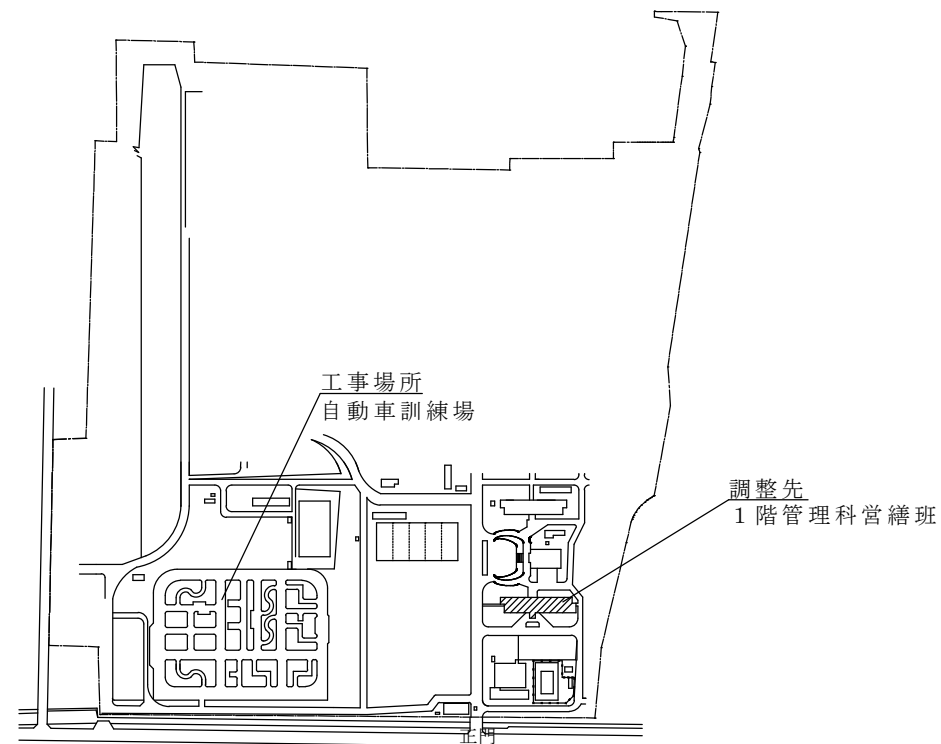
件 名	大久保（8）自動車訓練場コース補修工事②	図面番号	1／4
名 称	仕様書	縮 尺	－
陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科営繕班			



案内図 S = N, S

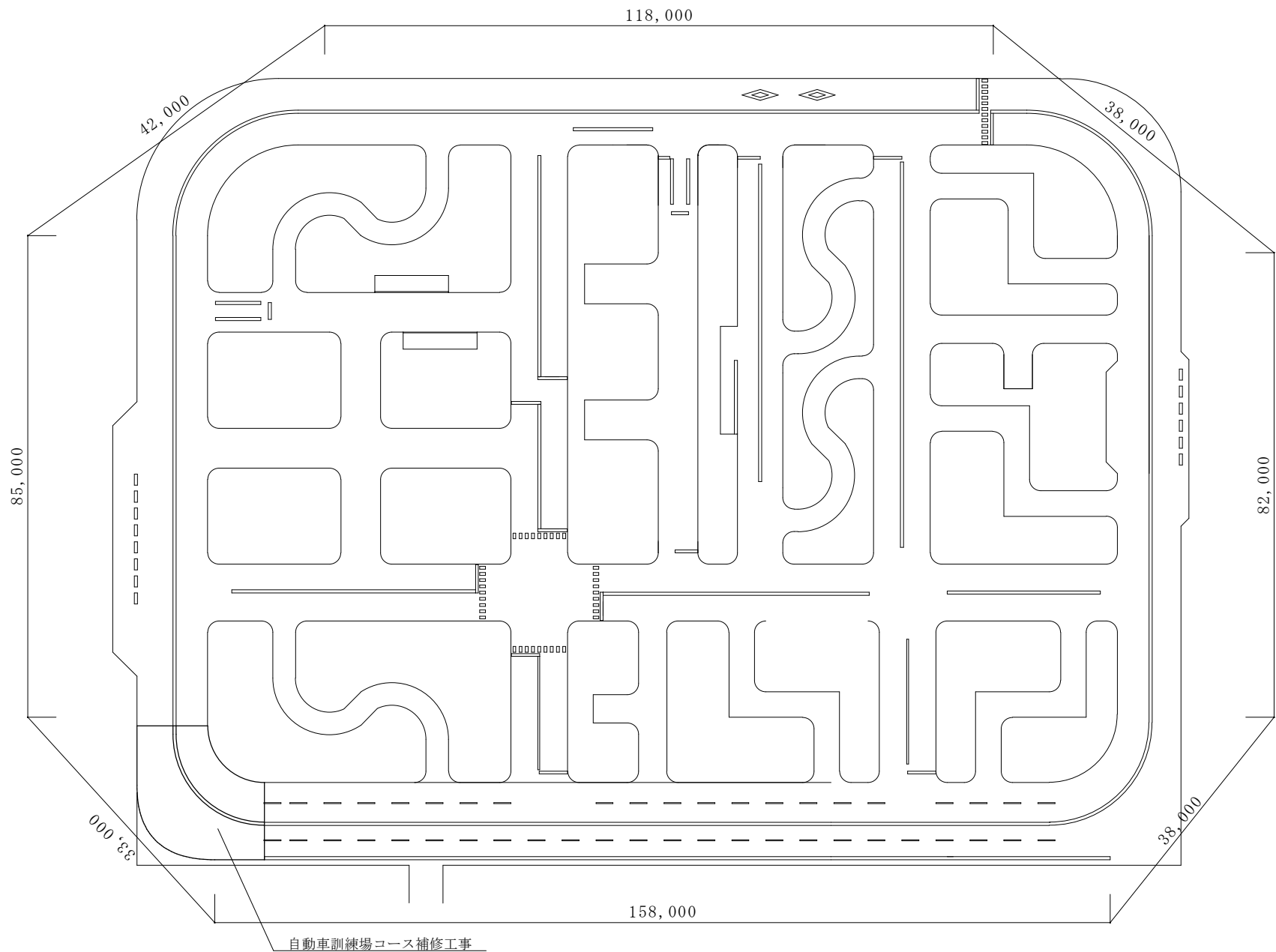


平面図 S = 1 : 2 5 0 0



配置図 S = 1 : 7 0 0 0

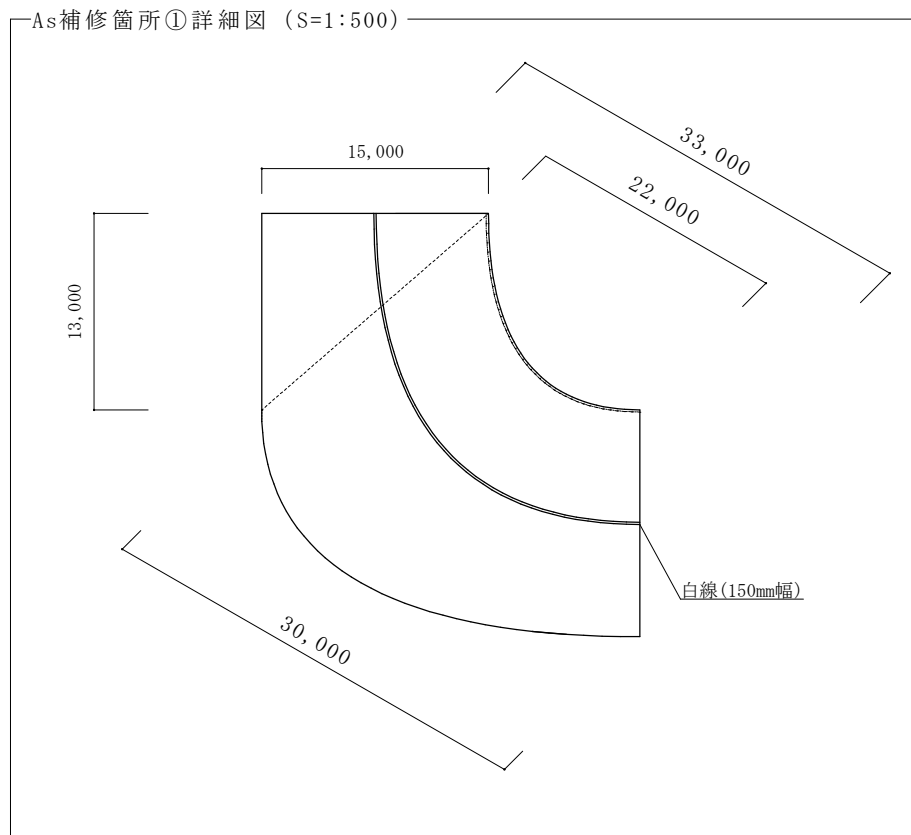
件名	大久保（8）自動車訓練場コース補修工事②	図面番号	2 / 4
名称	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科営繕班			



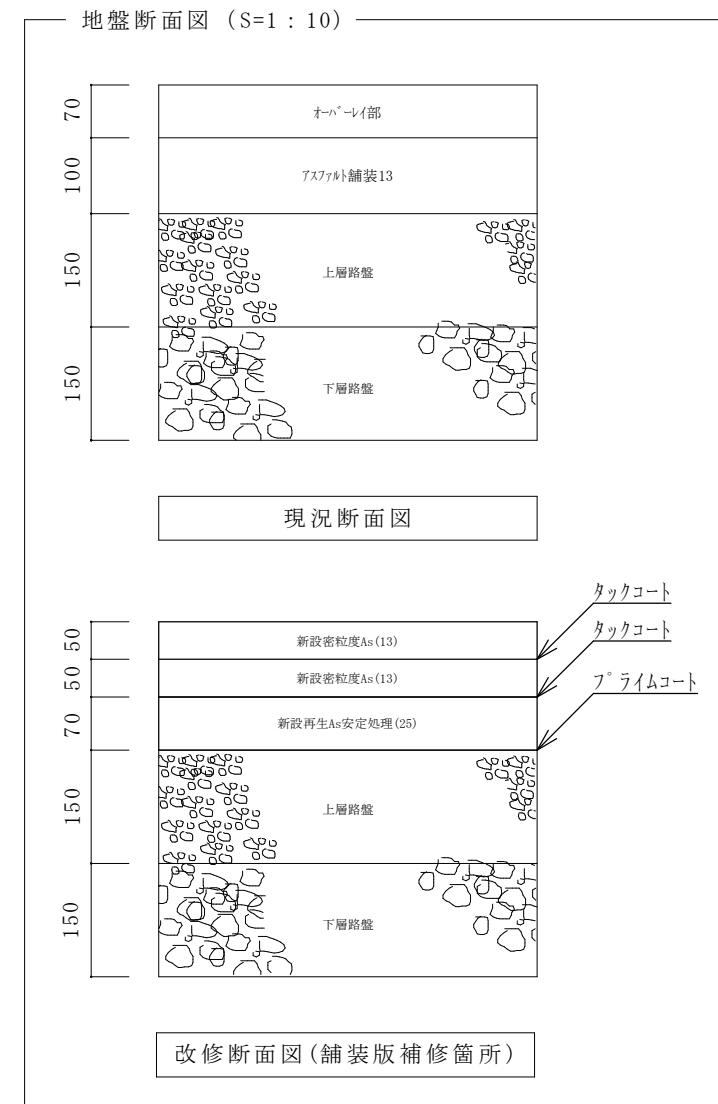
自動車訓練場コース補修工事

自動車訓練場平面図 S = 1 : 1 0 0 0

件 名	大久保（8）自動車訓練場コース補修工事②	図面番号	3 / 4
名 称	平面図	縮 尺	S=1 : 1000
陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科営繕班			



施工内容	
オーバーレイ部 ～ 表層・基層まで	As舗装(オーバーレイ～基層まで)切削・処分 487.5m ² (82.9m ³) As舗装(表層・基層まで)新設 487.5m ² (82.9m ³) 不陸整正(補足材なし) 487.5m ² 既存舗装版切断 30m 区画線塗装(白線) 33m



件名	大久保(8)自動車訓練場コース地盤調査②	図面番号	4 / 4
名称	詳細図・断面図	縮尺	図示
陸上自衛隊大久保駐屯地業務隊管理科営繕班			

工 事 数 量 算 出 表

工事件名	大久保（８）自動車訓練場コース補修工事②				
名 称	概 要	単位	数量	算 出 基 礎	備考
1 土木工事					
（１）基盤工					
上層基盤（不陸整正）	補足材なし	m ²	487.50	$\left((22+30) * 15 / 2 \right) + \left(13 * 15 / 2 \right) = \underline{487.5m^2}$	
（２）アスファルト工					
ア アスファルト舗装	再生蜜粒度アスコン13	m ²	487.50	1（１）と同じ	
イ アスファルト舗装	再生粗粒度アスコン20	m ²	487.50	1（１）と同じ	
ウ アスファルト舗装	再生アスファルト安定処理25	m ²	487.50	1（１）と同じ	
（３）舗装版等取壊し					
ア 舗装版切断	アスファルト舗装	m	30.00	15+15（両端）＝ <u>30m</u>	
イ 路面切削	アスファルト舗装	m ²	487.50	1（１）と同じ	
ウ 殻運搬	（路面切削）DID区間有り 30km以下	m ³	82.90	$1（１）* 0.17 = 82.875m^3 \div \underline{82.9m^3}$	
（４）区画線工					
白線	溶融式（手動）15cm	m	33.00		
（５）産業廃棄物処分					
アスファルト殻処分		m ³	82.90	（３）ウと同じ	

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 今西 耕平 殿

令和8年10月1日

(住所)

(会社名)

(氏 名)

$$\mathbb{Y}$$

履行期限 令和8年12月18日

履行場所 陸上自衛隊大久保駐屯地

下記のとおり入札致します。

※御社様式の細部内訳書の提出をお願いいたします

なお、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

[illegible]

市場価格調査書

令和 年 月 日

(住 所)

(会社名)

(氏 名)

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額(税抜)	備 考
大久保(8)自動車訓練 場コース補修工事②	仕様書のとおり	ST	1			
工事費内訳明細書のとおり						

【市場価格調査書の提出要領】

- 提出期限:令和8年9月28日(月)17時00分まで
- 提出方法:FAX送信
- その他
 - 調査価格は消費税抜き価格です。
 - この市場価格調査にかかる工事費内訳明細書の添付をお願いします。

【担当部署】

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 担当:梶原

TEL:0774-44-0001(内線365) FAX:0774-43-1818(直通)

市場価格調査書(物品等)

令和 年 月 日

(住 所)

(会社名)

(氏 名)

大久保(8)自動車訓練場コース補修工事②

名 称	規 格	数量	単位	金 額(税抜)	備 考
アスファルト舗装	再生アスファルト安定処理 2 5	487. 50	m ²		
白線	溶融式（手動） 1 5 cm	33. 00	m		
産業廃棄物運搬処分					
アスファルト殻処分		82. 90	m ³		

※こちらの市場価格調査は全体分とは別

委任状

令和8年10月1日

陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 今西 耕平 殿

委任者

⑨

私は、下記の者を代理人と定め、令和8年10月1日に実施される入札に関する
下記の一の権限を委任します。

記

受任者(代理人)

委任事項

- 1 入札に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者(代理人)使用印鑑